

令和8年第2回太子町議会定例会（第520回町議会）会議録（第1日）

令和8年2月20日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 6 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 7 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第8号）)
- 8 議案第3号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第9号）
- 9 議案第4号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 10 議案第5号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第6号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第7号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第8号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第6号）
- 14 議案第9号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）  
町長施政方針
- 15 議案第10号 備品購入契約の締結について（防災行政無線関係機器）
- 16 議案第11号 農村交流センターの指定管理者の指定について
- 17 議案第12号 町道路線の認定について
- 18 議案第13号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第16号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第17号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第18号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 24 議案第19号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第20号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第21号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第22号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第23号 令和8年度兵庫県太子町一般会計予算
- 29 議案第24号 令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 30 議案第25号 令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 31 議案第26号 令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 32 議案第27号 令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 33 議案第28号 令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算

34 議案第29号 令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 6 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 7 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第8号))
- 8 議案第3号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第9号)
- 9 議案第4号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 10 議案第5号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 11 議案第6号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 12 議案第7号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算(第2号)
- 13 議案第8号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第6号)
- 14 議案第9号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第4号)  
町長施政方針
- 15 議案第10号 備品購入契約の締結について(防災行政無線関係機器)
- 16 議案第11号 農村交流センターの指定管理者の指定について
- 17 議案第12号 町道路線の認定について
- 18 議案第13号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第16号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第17号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第18号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 24 議案第19号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第20号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第21号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第22号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第23号 令和8年度兵庫県太子町一般会計予算
- 29 議案第24号 令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 30 議案第25号 令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 31 議案第26号 令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 32 議案第27号 令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 33 議案第28号 令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 34 議案第29号 令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	松 浦 崇 志	6 番	出 原 賢 治
7 番	森 田 哲 夫	8 番	玉 田 正 典
9 番	中 薮 清 志	10 番	藤 澤 元之介
11 番	清 原 良 典	13 番	中 島 貞 次
14 番	堀 卓 史	15 番	首 藤 佳 隆

**会議に欠席した議員**

な し

**会議に出席した事務局職員**

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	西 村 和佳奈		

**説明のため出席した者の職氏名**

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 文 彰
生活福祉部長	藏 屋 一 彦	経 済 建 設 部 長	富 岡 泰 造
教 育 次 長	福 井 照 子	財 政 課 長	池 田 誠
監 査 委 員	朝 生 有 恒		

**議長挨拶**

○議長（首藤佳隆） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

春の息吹を感じる季節となってまいりました。議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和8年第2回太子町議会定例会（第520回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

さて、今期定例会では本町行政の根幹となる令和8年度当初予算をはじめ、補正予算、人事、条例の制定など、多数の重要案件を長時間にわたり御審議いただくことになっております。また、令和8年度の町政運営の方針につきましては後ほど町長から説明がございまして、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算委員会の設置も予定されているところであります。議員各位におかれましては、住民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向け政策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、町民の負託に応えられるよう格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますことをお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（沖汐守彦） 令和8年第2回太子町議会定例会（第520回町議会）が開会されるに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

暦の上では立春が過ぎ、本格的な春の訪れが待たれる頃となりました。議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また、平素は町行政の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、人事に関する諮問案件1件、専決処分しました補正予算承認案件1件、令和7年度補正予算案件7件、令和8年度当初予算案件7件、契約案件1件、その他案件2件、条例案件10件、また後日追加で提出させていただく予定の契約案件1件、合わせて30件の議事につきまして御審議をお願いするものであります。

提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、誠に簡単ではありますが、定例町議会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

~~~~~

(開会 午前10時03分)

○議長(首藤佳隆) ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年第2回太子町議会定例会(第520回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(首藤佳隆) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤澤元之介議員、清原良典議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長(首藤佳隆) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの33日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月24日までの33日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(首藤佳隆) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等29件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和7年度12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、令和7年第7回定例会において議決された議員派遣について、派遣された議員から報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち朝生有恒監査委員には本日のみ、山崎将企画政策課長、栗田政知総務課長、溝端朋代町民課長、角南博之生活環境課長、山

本雅子高年介護課長、友政貴仁上下水道事業所長、改野学由管理課長、肥塚馨こどもえがお課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（首藤佳隆） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から12月22日、1月6日、1月9日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（首藤佳隆） 日程第5、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長山本順久議員。

○山本順久議員 それでは、所管事務調査報告書を読み上げまして報告に代えさせていただきます。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

- 1、調査事件。(1)龍田小学校特色ある学校づくりについて。
- 2、調査年月日。令和7年6月9日月曜日から令和8年2月4日水曜日の間で計10回。
- 3、調査の経過及び意見。調査中の課題1件について、以下のとおり報告する。

(1)龍田小学校特色ある学校づくりについて。

調査詳細項目。

太子町立龍田小学校では児童数が減少し、近い将来の複式学級化が懸念される状況にある。小規模校として維持・発展させるために、龍田小学校への導入が検討されている小規模特認校制度について調査研究し、町内の各小学校で実施されている特色ある教育活動プログラムや県内外の小規模特認校の児童募集要項などの情報を共有し、意見交換した。先進事例である姫路市立苅野小学校での行政視察も踏まえ、龍田小学校においてどのような特色を出すべきか、また導入を進める際の留意点などについて調査研究を行った。

委員からの意見。

- ・小規模校のメリットである、縦割り班での取組みを多くしてはどうか。
- ・龍田地区の特長を活かした学校づくりをすべきではないか。
- ・保護者や地域住民の理解と協力を得ることが大切ではないか。
- ・中学校への進学に関しては配慮が必要ではないか。
- ・送迎時の安全対策についても検討すべきではないか。

結論。

委員会として以下のとおり結論をまとめた。

- ・どのような特色を打ち出すかについては、コンセプトを提言すべきであり、具体的な教育プログラムは案の例示にとどめる。
- ・保護者を対象としたアンケート結果や地域住民の意見も踏まえて、丁寧に進めていく必要がある。
- ・校区外から入学希望者を集めるための取組みが重要であり、入学を希望する児童と保護者が納得して学校を選べるようにすることが大切である。

・事業としての持続可能性に関する予測と検証も必要である。

提言。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、当局へ以下のことを提言する。

1、どのような特色を打ち出すか。

新しく何かを導入するという発想ではなく、これまでに培ってきた龍田小学校の魅力や特徴を継続して発展させるという観点が大切である。

(1)少人数教育の利点を活かした学校づくり。

- ・きめ細かな個別指導により、一人一人の個性が輝く行き届いた教育を展開する。
- ・縦割り班で活動する機会を増やし、学年を超えた人間関係や友情、仲間意識を育む。

(2)地域環境や立地の特性を活かした学校づくり。

- ・体験を重視し、自主的な学びから各自の可能性を伸ばす教育の充実を図る。
- ・地域の人々との交流を通じ、学校外においても豊かな人間関係をつくる。

2、小規模特認校として進める際の留意点。

・地域や小規模校の特長を活かした教育活動に対し、保護者や地域住民の理解と協力を得ることが重要であるため、地元関係者と十分に協議を行い、丁寧に進めること。

・本制度の導入を広く周知する必要があるため、小規模特認校制度の概要や目的、教育内容、学校の魅力などを掲載したチラシの配布やSNSの活用など多様な発信に努めること。

・体験入学やオープンスクールを実施し、地域行事も活用するなど、校区外から入学を希望する児童と保護者が龍田小学校に触れる機会を十分に確保すること。

・制度利用者の送迎は原則保護者になるため、送迎時の駐車スペースの確保など、万全な安全対策を講じること。

・中学校への進学に関しては、児童や保護者の希望に添えるよう柔軟に対応すること。

・本事業の持続可能な展開に向けた施策を継続して実施するとともに、地域や少子化の状況等のリスクを先読みし、結果予測に基づく将来的な方策についても協議しておくこと。

その他。

本報告に先立ち、当委員会から提言書を令和7年12月18日付で町長及び教育長に政策提言として提出した。

以上で報告を終わります。

○議長（首藤佳隆） 以上で福祉文教常任委員会委員長山本順久議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（首藤佳隆） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております大西正美氏が令和8年9月30日付

をもって任期満了となることから、その後任者として山本慈乗氏を新たに人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。任期は令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3カ年、山本氏の経歴につきましては参考資料のとおりであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定しました。

~~~~~

日程第7 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第8号））

○議長（首藤佳隆） 日程第7、承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて（令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

今回の令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第8号）は、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴う執行経費の確保が必要となりましたので、令和8年1月23日に専決処分させていただいたものであります。

その内容につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,399万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ172億1,190万円としたものであります。

歳入予算につきましては、県支出金、総務費委託金の追加であります。

歳出予算につきましては、選挙事務補助員報酬、投票管理者、立会人報酬、その他選挙執行事務経費などの追加であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 突然の解散によって選挙があったわけですがけれども、少なくない職員から大変

やというような話を聞きました。そこで何点か確認をお願いしたいのですけれども、第1点目なのですけれども、私も国政選挙に関わって50年以上になるのですけれども、これだけ短い期間の選挙というのは経験したことがないのですけれども。例えば電車で例えますと、目的地に行くまでに普通電車で行く場合と、早く行かないと駄目なので特急料金を使って目的地に到達するという行き方がございます。そこで今回、県あるいは国からの歳入がいわゆる特急料金が加算されたもの、つまり職員がいろんな作業をするのに残業とか、そういうものは短期間でかさむこともあろうかと思うのですけれども、いわゆる通常の余裕のあるというか、準備期間の選挙と比べて今回予算的に歳入で加算があったのかどうかを確認したいのが1点目です。

2つ目なのですけれども、今回選挙はがきであるとか、あるいは広報が通常よりも遅れて配布されるということがありました。あわせて、不在者投票でも選挙はがきがなくてもできるのですけれども、はがきが届くまでの間、特に大きな混乱とかがなかったのかどうか、あるいは開票を終えて最終的に今回の選挙事務に関して特に大きな問題がなかったのかどうか、そこらあたりをお尋ねしたい。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） まず、お尋ねの国からの歳入で加算があったのかでございすけれども、国からの歳入はこれからということになりますけれども、加算というのは特段ないものと考えております。

それから、広報、それから入場券が遅くなって実際に期日前等、混乱がなかったのかということとでございすけれども、私の感覚では特段混乱はなかったと感じております。期日前も前回の衆議院のときと比べましても全体的に、最終的には大体1.4倍から1.5倍ぐらいの投票者数でございまして、初日から実際に来られた方も少なからずおられます。前回よりも多く来られていらっしゃる。その場合でも、通常どおり窓口で入場券がなくても確認事項はありますけれども投票することはできますので、特段混乱はなかったと感じております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 国の予算、これからという話と、それから特に従来と加算されたような歳入とは思っていないという答弁がありました。そこで確認なのですけれども、今回非常に準備期間が短かったものですから、恐らく職員が選挙事務の準備にかかるのに相当時間を要している、あるいは残業も含めて随分苦労されていると伺うのですけれども、じゃあ、そういうものを要は国の歳入の中でやりくりできるのかどうか、それが町単費の持ち出しであってはならないと思うのですけれども、その点だけを確認いたします。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 国の予算内でやりくりはできます。各科目の端数としまして1,000円とか、そういったことで単費が入ることはございすけれども、基本的にはもう全部国からの委託金の中で処理できるものでございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。お諮りします。

本日の日程第8、議案第3号から日程第34、議案第29号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第8 議案第3号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第9号)

○議長(首藤佳隆) 日程第8、議案第3号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第3号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第9号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費及び事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費、地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ14億8,007万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を157億3,182万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、町税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方交付税、財産収入、諸収入の追加と環境性能割交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、町債の減額であります。

歳出予算につきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費の減額であります。

なお、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を7事業追加しております。

最後に、地方債の補正として7事業の限度額を変更しております。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(首藤佳隆) 総務部長。

○総務部長(森 文彰) それでは、議案第3号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第9号)につきまして詳細を説明申し上げます。

歳出から説明いたします。

人件費の補正につきましては、会計年度任用職員に係る報酬等の減額のほか市町村職員手当組合特別負担金の減額など、総額で4,663万4,000円の減額となっております。なお、科目ごとの説

明は省略させていただきます。

30ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節10需用費85万3,000円の減額及び節12委託料111万8,000円の減額は、会議録等の作成に係ります決算見込みによるものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11役務費50万円の減額は、決算見込みによるもので、他の科目における補正でも同様でございます。また、節12委託料97万5,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

目2文書広報費、節10需用費69万4,000円の減額及び目5財産管理費、節10の需用費128万円の減額は、入札等によります契約残高や決算見込みによるもので、他の科目における補正も同様でございます。また、節12委託料314万円の減額及び節17備品購入費197万1,000円の減額は、入札等による契約残高でございます。

目6庁舎管理費、節12委託料65万円の減額は、入札による契約残額でございます。

32ページをお願いいたします。

目7企画費、節7報償費4,615万円の減額及び節12委託料1,581万3,000円の減額は、ふるさと応援寄付金の決算見込みによるものでございます。

目8電子計算機費、節12委託料1,399万9,000円の減額のうち業務システム構築委託料は契約残額によるもので、次期ネットワーク外部監査委託料は、事業の進捗状況により後年度送りとなったものでございます。また、節13使用料及び賃借料1,463万1,000円の減額及び節17備品購入費339万6,000円の減額は、決算見込みや入札による契約残高でございます。

目9交通安全対策費、節14工事請負費253万3,000円の減額は、入札等による契約残高でございます。また、節24積立金10万1,000円の追加は、基金利子を積み立てるもので、他の科目における補正も同様でございます。

目10防犯対策費、目11自治振興費及び目12コミュニティ施設整備費の節18負担金、補助及び交付金の減額は、決算見込みによるものでございます。

目13基金費、節24積立金のうちふるさと応援基金積立金1億2,898万6,000円の減額は、寄付額の見込みに応じて減額するものですが、企業版ふるさと応援寄付金30万円の積立分も含めております。また、減債基金積立金2,806万3,000円の追加は、普通交付税の再算定により前倒しで措置された臨時財政対策債の償還金相当額を積み立てるものでございます。

目15定額減税調整給付金給付事業費3,448万5,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

項2徴税费、目2賦課徴収費、節12委託料126万円の減額及び節17備品購入費195万2,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料のうち戸籍情報システム等標準化対応作業委託料303万円の減額は、事業費確定によるもので、住民記録システム改修委託料316万3,000円の追加及び戸籍付票システム改修委託料212万6,000円の追加は、国の補正予算に伴います戸籍や戸籍付票への振り仮名記載等に関連するシステム改修を行うものでございます。この事業は次年度へ繰り越した上で実施する予定としております。

項4選挙費、目2参議院議員選挙費211万9,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計調査費2万円の減額は、県支出金の交付決定に伴うものでござ

います。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 18 負担金、補助及び交付金 234 万 2,000 円の減額は、決算見込みによるもので、節 19 扶助費 1,383 万円の減額は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の確定によるものでございます。また、節 27 繰出金 78 万 1,000 円の追加は、国民健康保険特別会計におきます補正に伴うもので、他の特別会計における繰出金の補正も同様でございます。

目 2 老人福祉費、節 12 委託料 24 万 2,000 円の減額、節 18 負担金、補助及び交付金 82 万 2,000 円の減額及び節 19 扶助費 544 万 3,000 円の減額は、事業費の確定や決算見込みによるものでございます。

目 5 障害者福祉費、節 7 報償費 35 万 8,000 円の減額、38 ページの節 18 負担金、補助及び交付金 226 万 8,000 円の減額及び節 19 扶助費 1,829 万 9,000 円の減額は、決算見込みによるものでございます。

目 8 保健福祉会館管理費、節 12 委託料 508 万 2,000 円の減額及び節 14 工事請負費 2 億 4,021 万 8,000 円の減額は、入札による契約残額でございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 12 委託料 80 万円の減額、目 3 保育所運営費、節 18 負担金、補助及び交付金 120 万円の減額、目 5 児童措置費、節 19 扶助費 1,975 万円の減額及び目 8 障害児福祉費、節 12 委託料 112 万円の減額は、決算見込みによるものでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 17 備品購入費 67 万 3,000 円の減額は、入札による契約残額で、節 18 負担金、補助及び交付金 19 万 4,000 円の減額は、負担金の確定によるものでございます。

40 ページをお願いいたします。

目 2 予防費、節 12 委託料 4,114 万 4,000 円の減額は、コロナワクチン接種や乳・子宮がん検診等の実績見込みによるものでございます。

目 3 母子衛生費、節 12 委託料 195 万 5,000 円の減額及び節 19 扶助費 170 万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、節 18 負担金、補助及び交付金 70 万円の減額は、決算見込みによるものでございます。

目 2 塵芥処理費、節 12 委託料 34 万 4,000 円の減額は、上太田瓦礫処分場管理に係ります入札による契約残額でございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費、節 1 報酬 16 万 9,000 円の減額は、農業振興地域整備計画の改定が後年送りとなり審議会の開催を見送ったことによるものでございます。

目 3 農業振興費、節 18 負担金、補助及び交付金 47 万 7,000 円の減額は、実績見込みによるものでございます。

目 4 米生産調整推進費、節 14 工事請負費 62 万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

目 5 農地費、節 12 委託料 209 万円の減額は、入札等による契約残額で、節 18 負担金、補助及び交付金 534 万円の減額は、県営事業負担金の確定によるものでございます。

42 ページをお願いいたします。

目 7 国土調査費、節 12 委託料 1,351 万 3,000 円の減額及び節 17 備品購入費 37 万 7,000 円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工振興費、節 18 負担金、補助及び交付金 750 万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金41万3,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料411万3,000円の減額は、入札等によります契約残額でございます。

目2道路維持費、節12委託料185万8,000円の減額及び節14工事請負費1,087万7,000円の減額につきましても、入札等による契約残額でございます。

44ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川総務費、節18負担金、補助及び交付金150万1,000円の減額は、県の事業費確定によるものでございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料3万1,000円の減額、節18負担金、補助及び交付金454万円の減額は、申請状況や決算見込みによるものでございます。

目3公園管理費、節12委託料176万4,000円の減額及び節17備品購入費42万6,000円の減額は、入札等による契約残でございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金、補助及び交付金1,630万3,000円の減額は、組合負担金の確定によるものでございます。

目2非常備消防費、節7報償費98万9,000円の減額は、決算見込みによるもので、節10需用費85万4,000円の減額及び節17備品購入費14万6,000円の減額は、消防団員安全装備品整備事業助成金が不採択となったため減額するものでございます。

目3消防施設費、節17備品購入費58万6,000円の減額は、入札による契約残額でございます。

目4災害対策費、節14工事請負費159万2,000円の減額についても、入札による契約残額でございます。

款10教育費、項1教育総務費、46ページの目3教育振興費、節7報償費15万円の減額及び節18負担金、補助及び交付金263万4,000円の減額は、決算見込みや事業費の確定によるものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節12委託料20万円の減額は、決算見込みによるもので、節14工事請負費1,385万3,000円の減額は、入札による契約残額でございます。

目2教育振興費、節12委託料337万円の減額及び節13使用料及び賃借料30万円の減額は、事業費確定によるもので、節14工事請負費14万9,000円の減額及び節17備品購入費520万円の減額は、入札等による契約残額でございます。また、節19扶助費455万5,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節12委託料205万円の減額、節14工事請負費2,261万5,000円の減額は、項2小学校費と同様に事業費確定や入札による契約残額でございます。

目2教育振興費、節12委託料150万6,000円の減額、48ページの節13使用料及び賃借料16万4,000円の減額、節14工事請負費23万8,000円の減額、節17備品購入費335万7,000円の減額及び節19扶助費479万4,000円の減額につきましても、項2小学校費と同様に決算見込みや入札等による契約残額でございます。

項5社会教育費、目2公民館費、節12委託料53万4,000円の減額は、決算見込みや契約残額でございます。

目3青少年教育費、節7報償費129万円の減額は、決算見込みによるものでございます。

目7会館管理費、節12委託料469万4,000円の減額、50ページの節14工事請負費4億7,520万円の減額は、決算見込みや入札等による契約残額でございます。

目8歴史資料館費、節12委託料179万1,000円の減額、節14工事請負費1億1,880万円の減額

は、入札等による契約残額でございます。

項6保健体育費、目3総合公園管理費、節12委託料101万2,000円は、決算見込みによる減額で、節14工事請負費5,000万円の減額及び節17備品購入費200万円の減額は、入札による契約残額でございます。

目4給食センター費、節12委託料280万1,000円のうち給食費管理システム改修委託料84万9,000円の減額は、システム改修が不要となったことによるもので、その他の委託料及び節14工事請負費2,172万円の減額は、入札等による契約残額でございます。

款12公債費、項1公債費、目2利子は、一時借入金を実施する見込みがなくなったことによる減額でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

16ページをお願いいたします。

款1町税は、景気の動向などを踏まえた決算見込みによりまして、項1町民税、目1個人で1億2,400万円、目2法人で800万円、項2固定資産税で3,000万円、項3軽自動車税、目1環境性能割で800万円、項4町たばこ税で400万円をそれぞれ追加し、項3軽自動車税、目2種別割は実績見込みにより700万円減額しております。

款2地方譲与税から18ページの款9環境性能割交付金の補正につきましても、決算見込みや国の補正予算によるものでございます。

款11地方交付税は、再算定によるもので、7号補正により臨時経済対策分の一部を補正しておりますけれども、残額の1億56万9,000円を追加するものでございます。

款13分担金及び負担金及び款14使用料及び手数料は、決算見込みによる減額でございます。

20ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫補助金は、主に児童手当や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など歳出予算の補正や交付決定のほか過年度精算金の追加等でございます。

また、款16県支出金、項1県負担金から24ページの項3委託金の補正も同様でございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、各基金から生じる利子の追加でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金1億2,970万円の減額のうちふるさと応援寄付金1億3,000万円の減額は、決算見込みによるもので、企業版ふるさと応援寄付金30万円の追加は、魅力的なまち事業に対する寄附金でございます。

目2衛生費寄附金10万円の追加は、法人からの環境衛生事業に対する指定寄付金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3億5,595万6,000円の減額は、歳入歳出予算の調製によるもので、目3公共施設整備基金繰入金及び目4地域福祉基金繰入金の減額は、充当事業の歳出予算の補正に伴うものでございます。

目5ふるさと応援基金繰入金の減額につきましては、ふるさと応援寄付金の減額補正に伴います基金残高の調整等によるもので、26ページの目6新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金の追加は、事業終了に伴いまして令和7年度末をもって基金を処分するものでございます。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入は、交付決定や決算見込み等によるものでございます。このうち167万5,000円は、総合公園ネーミングライツパートナーの決定に伴い追加するものでございます。

款22町債は、歳出の各費目における事業費の補正や決算見込みに対応するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は、事業の進捗状況等に対応し7事業を追加しております。

第3表の地方債補正は、7事業の限度額を変更するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第4号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（首藤佳隆） 日程第9、議案第4号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第4号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ217万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億8,493万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国民健康保険税、財産収入、繰入金、諸収入の追加と県支出金の減額であります。

歳出予算につきましては、基金積立金、諸支出金の追加と総務費、保険給付費、保健事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 議案第4号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について詳細を御説明申し上げます。

それでは、歳出から説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人件費の補正により30万円を追加し、決算見込みにより役務費180万円を減額しております。

項2徴税费、目1賦課徴収費につきましても、決算見込みにより20万円を減額しております。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、決算見込みにより5,000万円を減額しております。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましては、決算見込みにより2,400万円を追加しております。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費につきましては、受診者数の減により、節12委託料において、決算見込みにより国保ヘルスアップ事業業務委託料80万円を減額しております。

款5基金積立金につきましては、利子分の110万5,000円及び決算見込みによる余剰金として2,646万8,000円の合計2,757万3,000円を追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、決算見込みとして普通交付金の県への返還金分の306万1,000円及び令和6年度保険給付費等交付金の4万2,000円の合計310万3,000円を追加しております。

次に、歳入について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税につきましては、決算見込みにより3,167万6,000円を追加しております。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金につきましては、節1 普通交付金において歳出の保険給付費の減額に伴い2,600万円を減額、節2 特別交付金において交付決定等により565万6,000円を減額しております。

款4 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金につきましては、決算見込みにより財政調整基金預金利子として110万5,000円を追加しております。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、節1 保険基盤安定繰入金において交付決定により235万2,000円を追加し、節2 未就学児均等割保険料繰入金において交付決定により2万2,000円を減額、節3 職員給与費等繰入金において、歳出の総務費において人件費の追加及び役務費を減額したことから同額の175万円を減額し、節4 産前産後保険税繰入金において交付決定により20万1,000円を追加しております。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金につきましては、決算見込みにより57万2,000円を減額しております。

12ページをお願いいたします。

款7 諸収入、項1 延滞金加算金及び過料、目1 一般被保険者延滞金につきましては、決算見込みにより72万1,000円を追加しております。

項3 雑入、目4 雑入につきましては、決算見込みにより不当利得等返還金として12万1,000円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第5号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（首藤佳隆） 日程第10、議案第5号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第5号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ224万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億1,026万円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、財産収入の追加と国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、基金積立金の追加と保険給付費、地域支援事業費、公債費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 議案第5号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算

(第4号)について詳細を御説明申し上げます。

それでは、歳出から説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査等費につきましては、要介護認定申請が想定より増加したことにより主治医意見書作成手数料を22万3,000円追加しております。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては、決算見込みによる給付費の補正で、目2地域密着型介護サービス給付費で1,816万円の減額、目4居宅介護福祉用具購入費で259万円の減額、目5居宅介護住宅改修費で411万5,000円の減額といたしております。

同様に決算見込みにより、項2介護予防サービス等諸費、目5介護予防サービス計画給付費で160万4,000円の追加、項3その他諸費で11万2,000円の追加、項4高額介護サービス等費で120万8,000円の追加としております。

16ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費につきましても、決算見込みによる給付費等の補正で、目2通所型サービス費で372万円の減額、目5介護予防支援事業費で60万9,000円の減額としております。

項2一般介護予防事業費、項4包括的支援事業・任意事業費、目4生活支援体制整備事業費及び目5認知症総合支援事業費につきましては、保険者努力支援交付金の交付確定に伴う財源更正で、目1包括支援事業費につきましては、パソコンの購入に係る入札の残額56万1,000円を減額しております。

款4基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるもので2,503万円を追加しております。

款5公債費につきましては、年度末までに借入れの予定がないことから一時借入金利子の全額を減額しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、調定額、収納状況等を勘案して収入を見込み、特別徴収分で2,388万1,000円の追加、普通徴収分で709万2,000円の減額としております。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目4保険者機能強化推進交付金及び目5保険者努力支援交付金につきましては、交付確定に伴う減額で、その他の款4国庫支出金につきましては、歳出で申しあげました保険給付費等の増減に伴う補正でございます。

また、款5支払基金交付金及び款6県支出金につきましても、同様に歳出で申しあげました保険給付費等の増減に伴う補正でございます。

12ページをお願いいたします。

款7財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利子の決算見込みに合わせて164万4,000円を追加しております。

款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、歳出で申しあげました保険給付費及び事務費等の増減に伴う補正で総額380万円を減額しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第6号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4

号)

○議長（首藤佳隆） 日程第11、議案第6号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第6号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額それぞれ4,598万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億9,259万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 議案第6号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について詳細を御説明申し上げます。

歳出から説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款1総務費につきましては、決算見込みにより通信運搬費を20万円減額しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料決算見込みにより納付金を4,618万2,000円追加しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料につきましては、調定額、収納状況等を勘案した決算見込みにより、特別徴収分で1,142万円の追加、普通徴収分で3,388万8,000円の追加、滞納繰越分で87万4,000円の追加をしております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整を行うため20万円を減額しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第7号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（首藤佳隆） 日程第12、議案第7号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第7号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ60万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,292万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、財産収入、繰入金の追加と使用料及び手数料の減額であります。

歳出予算につきましては、墓園事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 議案第7号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）について詳細を御説明申し上げます。

歳出から説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費、節13使用料及び賃借料につきましては、墓園管理システムの標準化に伴い契約月数が12カ月から11カ月に変更になったため、墓園管理システム使用料を8万2,000円減額しております。

目2墓園管理費、節12委託料につきましては、植木維持管理委託料の入札の残額64万円を減額しております。節24積立金につきましては、基金利子の確定及び決算見込みに基づき11万9,000円を追加しております。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料につきましては、補正第1号時点の見込みより応募基数が少なかったため、永代使用料を165万6,000円減額しております。

款2財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、基金利子として1万8,000円を追加しております。

款3繰入金、項1繰入金、目1他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を157万4,000円追加しております。

目2基金繰入金につきましては、基金利子の追加及び決算見込みに基づく歳出の減額、管理基金の積立ての追加に伴い53万9,000円を減額しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第13 議案第8号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第6号）

○議長（首藤佳隆） 日程第13、議案第8号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第8号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収支では事業費用を2,253万8,000円追加し、総額を5億9,011万4,000円としております。

次に、第3条におきまして、資本的支出では100万円を追加し、総額を4億8,690万8,000円としております。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を7,852万3,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第8号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第6号）について詳細説明を申し上げます。

補正の詳細につきましては、4ページを御覧ください。

収益的支出、営業費用につきましては、原浄水費で動力費の追加、総係費で給料の追加を行い、608万6,000円を追加するものであります。

営業外費用につきましては、令和7年度の決算見込みにより消費税を1,645万2,000円追加するものでございます。

資本的支出、建設改良費につきましては、発注者支援業務の委託内容の変更により委託料を100万円追加するものでございます。

以上で議案第8号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第6号）の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第14 議案第9号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（首藤佳隆） 日程第14、議案第9号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第9号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

第2条におきまして、収益的収支では下水道事業費用を30万円追加し、総額を13億180万9,000円としております。

次に、第3条におきまして、資本的収入に300万円を追加し、総額を5億7,993万6,000円としております。また、資本的支出では308万5,000円を追加し、総額を10億9,460万5,000円としております。

第4条は、資本的収入の補正に伴い起債の限度額を改めるものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を3,690万3,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第9号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

補正の詳細につきましては、5ページを御覧ください。

収益的支出の目管渠費30万円の追加につきましては、職員手当を追加してございます。

次に、資本的支出の目流域下水道事業建設負担金308万5,000円の追加につきましては、兵庫県が国の経済対策による事業採択を受けたことに伴うものでございます。

なお、資本的支出の補正に係る財源につきましては、資本的収入の目企業債において300万円

追加してございます。

以上で議案第9号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ここで町長より令和8年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。

なお、説明中に正午をまたぐ場合は会議を続行します。

それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長（沖汐守彦） 本日、令和8年第2回太子町議会定例会の開会に当たり、太子町一般会計予算をはじめとする諸議案を御審議いただくことに際しまして、町政運営に係る基本的な方針と新年度における施策の概要について説明をさせていただきます。

私が町長に就任させていただいてから3年余りが経過いたしました。この間、聖徳太子の教えである「和をもって貴しとなす」の精神を町政運営の基盤とし、全庁全職員体制で行財政改革に取り組んでまいりました。特に昨年度は、これまで様々な理由によって先送りされてきた懸案事項に本格的に着手し、課題解決に努めてまいりました。その結果、様々な課題は残っていますが、子育て支援体制の整備、行政力の向上、公共施設の最適化、各種補助金等の見直しなど、町の将来を見据えた一定の方向性を示すことができたのではないかと考えております。令和8年度におきましては、雨水1.4号幹線の整備をはじめ、企業、商業施設の誘致、圃場整備事業の推進、地図混乱地域の解消など、引き続き重要な課題の解決に向けまして着実に前進してまいりたいと考えております。また、エネルギー価格や原材料費の高騰、人件費の上昇などにより日常生活や地域経済に大きな影響が生じています。そのため、物価高騰対策として町民1人当たり7,000円分の生活応援商品券の配布、あるいは水道料金6カ月分の減免など国の施策と連動しながら実施し、必要な支援が確実に行き届くようきめ細かな対応を進めてまいります。

本年は町長としての現任期の最終年に当たります。これまでの取り組みの総括をするとともに、残された課題を先送りすることなく町政を着実に前へ進めていく覚悟で町政運営に取り組んでまいります。そして、子供たちから高齢者までの世代間の和、小学校区間の住民の和、農業、商業、工業の和を大切にしながら、持続可能なバランスの取れた“和のまち太子”の創造に向けまして住民、企業、各種団体の皆様と力を合わせ施策の推進に全力で取り組んでまいります。議員各位並びに町民の皆様には、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、令和8年度、本町が取り組む施策の概要につきまして、第6次太子町総合計画の5つの基本政策に沿って申し述べます。

基本政策1「いきいきと輝くまち」、大施策1「地域活動の推進について」。

社会課題の複雑化や住民ニーズの多様化に加え人口減少が進む中、地域が持つ多様な資源を最大限に引き出し、持続可能なまちづくりを推進していくことが求められております。その実現のためには、最新の知見や技術を有する大学や企業などとの連携を強化し、地域課題の解決や新たな価値の創出につなげていくことが重要となっております。兵庫県立大学と包括連携協定を締結し、学生が持つ柔軟な視点や大学が有する専門的かつ高度な知見を町行政に取り入れることによ

り、これまで以上に幅広い視野に基づいたまちづくりを進めてまいります。また、太子町地域活動応援事業により子育て支援や健康増進、SDGsの推進などに取り組む町内の地域団体を継続して支援することで各種団体の育成や自立を支援し、住民視点の事業創出や地域コミュニティの活性化に取り組みます。さらに、地域住民の交流促進や災害時の避難所としての機能を有する自治会公会堂の維持管理につきましては、自治会公会堂修繕補助金あるいは自治会備品等購入補助金により引き続き支援をしてまいります。

大施策2「地域産業の活性化について」。

農業従事者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地や遊休農地が増加している中、認定農業者などの担い手が効率的で持続可能な農業経営ができるよう集約・集積化による農地の基盤整備が必要となっています。石海中部地区ほ場整備事業については、区域内権利者の合意形成を継続しながら県営事業採択に向けた調査設計を実施し、用排水路や農道等の整備方針を確定いたしました。また、西脇・広坂ほ場整備事業につきましては、新たに整備された農地の換地処分に向けまして姫路市と協議を進めるとともに、担い手育成土地利用調整事業補助金により事業推進に係る経費を支援してまいります。さらに、国や県の補助事業を活用し、次代を担う若手農業者や認定新規就農者への経営支援に引き続き取り組んでまいります。

大施策3「地域資源の活用について」。

播磨地域の企業と参加者との出会いを通じてものづくりの魅力、技術伝統の発信を目的としたはりまオープンファクトリー市播につきましては、参加企業を増やしていきながら継続して実施ができるよう支援してまいります。また、企業の成長、地域ブランディングの向上だけでなく雇用の確保や産業ツーリズムの促進につなげてまいります。また、太子町新商品開発事業により、特産品などを活用した新商品を開発する町内企業を支援するとともに、開発された商品が継続的に販売できるよう商工会、観光協会等と協力しながらPR活動を展開していきます。さらに、販路拡大、展示会等、出展支援事業補助金を創設し、中小企業、小規模事業所が販路開拓を目的とした展示会や見本市などへの出展に必要な費用を支援し、持続的な経営と太子町のブランド力向上につながる取り組みを後押しします。

基本政策2「学び成長するまち」、大施策1「子育て支援の充実について」。

少子化の進行、子育て世帯の孤立、貧困や児童虐待など、子供や子育て世帯を取り巻く社会環境は深刻化しております。こうした状況を踏まえ、国が掲げるこども大綱に基づき、アンケート調査で把握しました支援ニーズを反映した太子町こども計画を策定し、こどもまんなか社会の実現を目指します。町内社会福祉法人が運営する認定こども園2園につきましては、老朽化した園舎を建て替えるための施設整備費を補助し、安全で快適な保育環境を整え、子供の成長を支援します。令和8年4月より生後6カ月から満3歳未満の未就園児を対象に、月10時間を上限に時間単位で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度を斑鳩保育所で実施します。集団生活の機会を通じて子供の成長を支援するとともに、保護者への相談支援により子育ての孤立や負担の軽減を図ります。公立学童保育園につきましては民間事業者に運営業務を委託し、専門的な知識や技能を生かすことで事業の効率化と運営の安定化を図り、保護者が安心して子供を預けられる環境づくりに努めていきます。さらに、高校生世代の医療費については入院費に加えて通院費も所得に関係なく完全無償化します。これにより、太子町在住のゼロ歳から高校生世代にわたる医療費の完全無償化が実現することで子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子供たちのさらなる健全な育成を支援してまいります。

大施策2「学校教育の充実について」。

全国的に児童数が減少している状況は本町においても同様であり、特に小規模校である龍田小

学校では校区のほとんどが市街化調整区域に位置することから児童数の増加が今後も見込みにくく、今後複式学級の導入が避けられない状況となっております。こうした現状を踏まえ、令和8年度より町内の他校区からの児童を受け入れ、小規模校の強みを生かした特色ある学校づくりを展開します。そして、令和9年度から龍田小学校を小規模特認校として位置づけ、学校を核とした地域の活性化を目指します。小・中学校の体育館については、近年の猛暑による熱中症対策が喫緊の課題となっております。体育館は子供たちの学習の場であるとともに災害発生時には地域の避難所としての役割を担うことから、設計施工一括方式でスピード感を持って空調設備の全校配備を進めてまいります。また、少子化により中学校の部活動を維持していくことが難しく、生徒が希望する競技などを選べない状況が生じていることから認定制度による地域クラブの充実を図り、部活動の地域展開を推進します。さらに、増加傾向にある不登校児童・生徒を支援するため、教育支援センター機能を充実するとともに小・中学校全てに支援員を配置し、子供たちの生活自立及び社会的自立を支援します。加えて、令和6年度に小学校に整備しました大型提示装置を令和8年度に中学校においても整備することで、視覚支援による学習意欲の向上とミラーリングを活用した協働的な学びの実現を図ります。学校給食につきましては引き続き地産地消の取り組みを推進し、生産者への感謝の心を育むとともにふるさと意識の醸成に努めてまいります。また、国の動向も踏まえまして公立小・中学校の学校給食費を完全無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに子供たちの健やかな成長を支援してまいります。

大施策3「社会教育の充実について」。

太子町総合公園陸上競技場公認改修工事のクラウドファンディングにおきましては、多くの皆様から多額の御支援をいただき本当にありがとうございました。リニューアルに際しましては、見学や試走に加えオープニングイベントとして今ランニング教室を計画しております。また、町と連携協定を締結しておりますヴィクトリーナ姫路やヴィッセル神戸との連携を充実させるとともに、スポーツを通じて子供たちの夢を応援するスポーツ教室を引き続いて開催し、技術の向上や子供たちが夢に向かって挑戦する機会を提供してまいります。定期スポーツ教室では未経験者や初心者が気軽に参加できる運動機会を提供するとともに、子供から大人まで幅広いニーズに対応できるよう内容を見直しながら開催してまいります。丸尾建築あすかホールや創継町民体育館などの公共施設に導入しましたクレジット決済対応の公共施設予約管理システムにつきましては、オンライン申請の利便性を周知することでさらなる利用者の増加に努めてまいります。また、丸尾建築あすかホールの管理運営につきましては、利用者サービスの質と満足度の向上、芸術文化の活性化を図るため、指定管理者制度の導入を進めてまいります。図書館につきましては、読書講演会やおはなしの時間、移動図書館などにより来館促進と読書意欲の向上を図ってまいります。また、絵本の時間や工作教室、読み聞かせなどを通じて子供たちが本に親しむ機会を充実させます。一方、石海中部地区のほ場整備事業や沖代・米田地区の土地利活用事業に伴い現在の土地の状況が大きく変化することから、土地利用形態や水利慣行などを記録する石海地区荘園調査事業を継続して実施します。また、調査結果を情報発信することで長く受け継がれてきた歴史や文化を後世へ確実に継承するとともに、歴史豊かなまちとしての魅力向上を図ってまいります。

基本政策3「未来を守るまち」、大施策1「防災力の強化について」。

近年、全国的に豪雨や地震などの激甚災害が増加しております。また、今年に入って全国各地で震度3から5程度の地震が発生し、南海トラフ大地震や山崎断層帯地震がいつ発生してもおかしくない状況であります。こうした状況を踏まえ、いつ災害が発生してもおかしくないことを改めて認識し、一人一人が危機意識を持ち、災害時に迅速かつ的確に行動できるよう備えることが

重要であります。令和元年度に整備しました防災行政無線につきましては機器の更新を機に利便性の向上と伝達体制の強化を図るため、LINE連携機能を拡充し、多重的な情報配信によって確実な情報伝達を目指してまいります。また、令和2年に作成した防災ハザードマップについては、防災気象情報や土砂災害情報、避難所情報を更新しまして全戸配布する予定であります。住民一人一人が浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険箇所を把握し、平時から指定避難所への避難経路や避難行動を確認することで防災意識の高揚に努めてまいります。さらに、兵庫県内市町の共同調達により被災者生活再建支援システムを導入し、有事における県内市町間での情報連携体制を構築し、円滑な被災者支援を目指してまいります。災害への備えとしましては、丹生山急傾斜地崩壊対策事業、栗岡池耐震化整備事業を引き続いて兵庫県と連携して取り組みます。また、堤体の浸食が進んでおります福井大池につきましては改修工事を行うとともに、老朽化が著しい田中地区の新池につきましては廃止に向けた調査設計を行い、地域防災力の向上に努めてまいります。

大施策2「防犯・交通安全対策の充実について」。

近年、特殊詐欺被害は深刻化しており、認知件数や被害額は過去最悪の水準に達しております。また、SNS型詐欺の認知件数も増加しており、若年層を含む幅広い世代に被害が拡大しております。こうした状況を踏まえ、高齢者や一般の方を対象に出前講座や町内イベントを通じた特殊詐欺、ネットトラブル防止の啓発を継続していくとともに、若い世代に対しましては専門講師による講演会や啓発物品の配布など、年齢に応じた継続的な啓発を行ってまいります。さらに、本年9月開始予定の消費生活相談デジタル化により相談体制の強化を図りつつ、町内全体の消費者トラブルの未然防止に取り組んでまいります。また、たつの警察署、交通安全を進める会、防犯推進委員会などの関係機関と連携しまして防犯パトロール、交通安全教室、消費者相談などの取り組みを通じて防犯意識、交通安全意識、消費者意識の向上に努めてまいります。加えて、地域犯罪の抑止と安全な生活環境の維持を図るため、自治会などの地域団体が設置します防犯カメラ及び防犯灯につきましては引き続き助成事業を実施してまいります。

大施策3「環境保全活動の推進について」。

地球温暖化の進行に伴い自然災害の増加など地域社会に深刻な影響が生じていることから、地球温暖化対策の重要性はこれまで以上に高まっております。令和7年9月、太子町地球温暖化防止実行計画を策定し、町域における2050年までのカーボンニュートラルを目標としたところであります。目標達成に向けまして自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業に加え、県事業であります事業者用太陽光発電の共同調達支援事業及び住宅用太陽光発電設備等の共同購入事業を共催しまして脱炭素の取り組みを推進してまいります。また、公共施設の改修につきましてはLED照明やソーラーパネルの導入により貯エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を促進し、低炭素型社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。さらに、食品ロス削減と地域の助け合いを促進するため、家庭で余っている食品を持ち寄り、必要とする団体へ提供するフードドライブ事業を継続し、持続可能なまちづくりにもつなげてまいります。

基本政策4「元気で笑顔のまち」、大施策1「健康づくり・医療の充実について」。

妊婦が安心して妊娠期間を過ごし、母子ともに健康な出産を迎えられるよう、経済的、精神的負担を軽減するため、妊婦健康診査に係る助成限度額を増額します。また、産後2週間や1カ月など出産直後の産婦に対する健康診査費用の助成を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を強化します。さらに、新生児、乳児のRSウイルスワクチン感染症対策として、母体から胎児へ抗体を伝えるRSウイルス母子免疫ワクチン接種を実施し、出生後の感染予防と重症化予防を図ってまいります。これらの事業により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支

援体制を一層充実してまいります。また、死亡原因の第1位はがんであり、太子町におきましても令和6年度のがんによる死亡率は全体の26.6%を占めております。がん対策には早期発見、早期治療が極めて重要であることから、子宮頸がん検診の無料クーポン配布対象の拡大を図るなど、がん検診の受診促進に向けた取り組みを強化してまいります。骨粗鬆症は骨折等の原因となり、高齢化の進行に伴いまして増加が予想されております。そのため、集団健診に加えて新たに医療機関における個別健診を実施することで受診者数の増加及び骨量減少者の早期発見につなぎ、骨粗鬆症の未然防止を図ってまいります。

大施策2「高齢者・障害者福祉の充実について」。

健康を維持していくためには、日頃から介護予防や認知症予防の取り組みが重要となります。健康寿命の延伸を図るため、出前講座や介護予防講座などを通じまして認知症予防やフレイル予防の取り組みを継続し、高齢者が主体的に取り組む習慣づくりを支援してまいります。また、住民主体の通いの場での介護予防の取り組みとしていきいき百歳体操に自主的に取り組んでおられるグループには引き続きリハビリ専門職による支援を行い、身体機能の維持高揚を図ってまいります。さらに、フレイル対策や認知症への備えなどの普及啓発を目的に、高齢者を対象とした介護予防講座を実施します。また、ゲームを通じまして楽しみながら交流できる取り組みを新たに取り入れるとともに、運動が苦手な人などの新たな層の参加を促すことにより、より広い世代への普及啓発を進めてまいります。高齢者施策及び介護保険事業の根幹となる老人福祉計画、介護保険事業計画につきましては、制度改正の内容、あるいはアンケート結果を踏まえまして今後の高齢者施策及び介護保険事業の方向性を示す次期計画を策定します。また、障害のある人の親亡き後を見据えるとともに、近年課題となっています重症心身障害者や医療的ケア児など、特に配慮が必要な方への支援など、より実効性のある計画とするため、太子町障害福祉計画及び太子町障害児福祉計画の中間見直しを行います。また、手話の習得や使用環境の整備などの施策を推進するため、手話奉仕員養成研修事業の入門課程に続いて令和8年度には基礎課程を開催します。あわせて、遠隔手話通訳サービスや手話奉仕員のけいわん検診による処方改善などに取り組み、聴覚障害のある人へのサービス向上を図ることによりまして誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

大施策3「地域福祉の充実について」。

地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、対象者を限定しない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を全町的に実施します。重層的支援体制整備事業を令和8年度から本格的に開始します。具体的な取り組みとしては、孤独・孤立予防を目的とした居場所、つながりB A S Eの創設に向けまして自治会などの地域団体へ活動費や環境整備費を助成します。また、地域事業所などによる高齢者等見守りネットワーク事業の対象を全住民へ拡大し、支援が必要な人とのつながりや情報共有をより促進することで住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指す見守りつながるネットたいしを実施してまいります。個々の特性や年齢だけでなく従来の分野別対応に加えまして横断的な支援を強化しつつ、関係機関との連携強化や伴走支援から社会参加への支援を進めることで地域全体で支え合う体制を構築してまいります。また、養育環境等に課題を抱え家庭や学校に居場所のない子供に安全・安心な居場所を提供するとともに、子供やその家庭が抱える多様な課題に対して個々に応じた包括的支援を行う児童育成支援拠点事業を実施します。子供の生活習慣の形成、学習支援、進路相談、食事の提供、保護者への相談支援などを行い、要保護児童対策地域協議会や学校などの関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止をはじめ、子供の健全育成を図ってまいります。一方、社会情勢の変化により多様な人権課題が顕在化する中、民主化推進協議会を中心に学校、家庭、地域が連携し、一人一人の人権を大切にす

る明るいまちづくりを進めてまいります。住民学習会や啓発活動を通して人権意識の高揚と豊かな人権感覚を醸成し、住民同士が互いを尊重し合い、誰もが心豊かに暮らせる共生社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

基本政策5「快適で持続するまち」、大施策1「都市機能の整備促進について」。

将来を見据えた持続的なまちづくりを進める上で地域特性を踏まえた土地利用の最適化や生活利便性の向上が重要となっており、幹線道路の整備効果を活かした周辺地域の活性化が求められております。県が整備しております都市計画道路揖保線が横断する沖代・米田地区におきましては、道路と一体的な面整備による土地利用を推進し、産業拠点や商業施設の立地を通じて地域の利便性向上を図ってまいります。令和8年度につきましては、実現性が高い事業手法の選択や地区計画の整備方針の検討を進めるとともに、地権者組織と開発事業者との協議を支援し、事業の具体化を進めてまいります。また、下出地区におきましては特別指定区域制度を活用した規制緩和により空き家の利活用を促進し、地域活力を維持向上させる住民主体のまちづくり活動を支援してまいります。さらに、太子苑地区の地図混乱地域の解消につきましては、法務局が実施しております地図作成事業に引き続き協力をしてまいります。橋梁につきましては、太子町橋梁横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づき計画的に橋梁点検を実施するとともに、中道跨線橋の修繕工事を引き続き実施してまいります。老朽化が著しい長金陸橋につきましては、橋梁撤去に向けた周辺整備として迂回通学路となる町道網干電車基地側道線の整備工事を行います。大型車両の通行が増加し経年劣化が進行しています幹線道路につきましては、計画的に舗装の修繕工事を実施します。さらに、持続可能な給水体制の確立のため、川島水管橋の撤去に向けた配水停止実証及び管洗浄事業を実施します。また、雨水対策事業として着手しております雨水1.4号幹線整備事業につきましては、水道管などの仮移設を行った地下埋設物や舗装等の復旧工事を行います。

大施策2「行政基盤の確立について」。

町税収は回復傾向にあるものの、公共施設の改修、更新時期が一斉に到来しており、厳しい財政運営を余儀なくされております。こうした状況に対応するため、公共施設の今後の在り方や施設配置を検討し、住民に必要なサービスを持続的に提供できるよう公共施設等の最適化を進める必要があります。公共施設等の長期的な運営ビジョンを示し、更新、統廃合、長寿命化などの総合的な方針を定めました太子町公共施設等総合管理計画につきましては、第2期計画として内容の見直しを行い、公共施設等のマネジメントを円滑に推進してまいります。また、遊休用地の活用促進や施設などの維持管理費用の削減を図るため、旧斑鳩保育所跡地の売却に加え町民体育館南側事務所の解体工事を実施します。一方、安定的な歳入確保を図るため、課税の公平性を踏まえた滞納者への初動催告を強化するとともに税率率の向上を図ってまいります。また、安全性を最優先にしつつ、公金の効果的な運用に努めてまいります。今後の高度情報化の方向性を示す太子町高度情報化計画の次期計画の策定に当たっては、太子町を取り巻く最新の環境に加え、情報セキュリティポリシーや近年求められているデジタル人材育成の視点を踏まえた改訂を行い、マイナンバーカードの活用を始めとした窓口改革、働き方改革など、自治体DXのさらなる推進を図ってまいります。

以上が令和8年度のまちづくりに取り組む私の所信と施策の概要となっております。今期定例会に提案しております案件につきましては、慎重なる御審議の上、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます、所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（首藤佳隆） 町長の施政方針の説明は終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後0時00分）

(再開 午後1時05分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第15 議案第10号 備品購入契約の締結について(防災行政無線関係機器)

○議長(首藤佳隆) 日程第15、議案第10号備品購入契約の締結について(防災行政無線関係機器)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第10号備品購入契約の締結(防災行政無線関係機器)について説明を申し上げます。

本案件につきましては、緊急時における情報伝達手段の確保及び平時における行政情報の発信を目的として令和元年度に整備しました防災行政無線について、整備から7年が経過し、各種機器の保守期間が満了することから機器の更新が必要となっております。あわせて、機器の更新を契機として利便性の向上及び情報伝達体制の一層の強化を図るため、LINE連携機能を追加した機器を購入しようとするものであります。備品購入契約につきましては随意契約とし、契約の相手方はパナソニックコネク株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社、契約金額は5,995万円、納品の履行期限は令和9年1月31日を予定しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(首藤佳隆) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第11号 農村交流センターの指定管理者の指定について

○議長(首藤佳隆) 日程第16、議案第11号農村交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第11号農村交流センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

農村交流センターの管理につきましては、太子町農村交流センター条例第4条の規定に基づき指定管理者が行うこととしており、現在は原自治会を指定管理者に指定し運営を行っております。令和8年3月31日をもって現指定期間が満了することとなりますが、現在、原自治会により適切な維持管理をしていただいております地域のコミュニティー活動の拠点として有効に活用されていることから、引き続き原自治会を指定管理者とすることが妥当であると認め、再度指定管理者に指定するものであります。なお、原自治会への当該施設の譲渡につきましては、国、県、地元との協議が整い、令和14年度に譲渡する予定であることから指定期間を6年間としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(首藤佳隆) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第12号 町道路線の認定について

○議長(首藤佳隆) 日程第17、議案第12号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第12号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条の帰属による道路4路線を認定するものであります。起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、議案別紙に添付しております。また、箇所につきましては、参考資料に路線地図を添付しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第13号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第18、議案第13号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第13号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関する選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴いまして、当町の議会議員及び町長選挙におきましても同様に改正するものであります。施行日は公布日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第14号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第19、議案第14号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第14号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、太子町の学校薬剤師報酬額を兵庫県教育委員会及びたつの市教育委員会と同様、令和7年人事院勧告による給与改定に準じて改定するものであります。施行日は令和8年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第20、議案第15号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第15号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改定を実施するものであります。令和7年人事院勧告において、自動車等使用者に対する通勤手当について通勤距離区分の追加と上限区分の引上げを実施することが示され、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）が公布されました。これに伴い、関係する一般職の職員の給与に関する条例につきまして所要の改正を行うものであります。施行日は令和8年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第16号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第21、議案第16号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第16号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を実現するため、令和8年7月1日から高校生等の通院医療費に係る自己負担額の全額を助成する、いわゆる高校生等医療費の完全無償化を実施するため、所要の改正を行うものであります。また、国公費負担医療制度の対象者の経済的負担軽減及び利便性向上を目的として兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱が改正され、令和8年7月から福祉医療制度との併用を可能とすることから、町の条例につきましても同様に改正を行うものであります。施行日は県要綱の施行日及び福祉医療の年度更新となる令和8年7月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第17号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第22、議案第17号太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第17号太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、乳児等通園支援の確保が困難な離島などの地域でも事業が円滑に実施できるよう制度の柔軟化と適用範囲の拡大が図られたものであります。本町には該当する地域はありませんが、内閣府令どおりに条文を追加しております。また、その他文言の修正等、令和8年度からの実施に向け所要の改正を行ったものであります。施行日は内閣府令の施行日と同様に令和8年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第18号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第23、議案第18号太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第18号太子町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において、生後6カ月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が月一定時間まで就労要件を問わず利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が創設されました。それに伴い、改正後の子ども・子育て支援法第54条の2第1項に規定する乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の確認を市町村長が行うため、国が定めております特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、運営に関する基準について条例で定めるものであります。施行日は内閣府令の施行日と同様に令和8年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第18号太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について詳細説明を申し上げます。

条例の内容につきましては、提案説明のとおり国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき規定しております。

第1条と第2条は総則について規定しておりますが、事業者の一般原則について定めている第2条第5項に太子町暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加しております。

次に、第3条には、利用定員に関する基準について規定をしております。

次に、第4条から第32条には、運営に関する基準として特定乳児等通園支援事業者による保護者や子供の面談の実施や重要事項の説明、正当な理由がない場合の利用拒否の禁止、特定乳児等通園支援の取扱方針、緊急時等の対応、子供を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持、

事故発生の防止及び発生時の対応など、事業運営の上で必要となる基準を定めております。

次に、第33条には、雑則として電磁的記録について規定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第19号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第24、議案第19号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第19号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、令和9年度に兵庫県下統一の保険料率に移行されることに伴い、本町の保険税率等を令和9年度までに兵庫県の標準保険料率等まで引き上げるために保険税率等の改定を実施するものであります。施行日は令和8年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第19号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

保険税率等の具体的な改正内容につきましては、医療費の所得割額の税率を「7.36%」から「7.57%」に、均等割額を「3万900円」から「3万2,500円」に、平等割額を「2万800円」から「2万1,400円」に増額し、後期高齢者支援金等分の所得割額の税率を「2.85%」から「3.02%」に、均等割額を「1万1,800円」から「1万2,800円」に、平等割額を「8,000円」から「8,500円」に増額し、介護納付金分の所得割額の税率を「2.89%」から「2.85%」に引き下げ、均等割額を「1万3,300円」から「1万3,900円」に、平等割額を「6,700円」から「7,000円」に増額しております。均等割額と平等割額の改正に伴い、軽減額及び未就学児の均等割額も併せて改正しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第25 議案第20号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第25、議案第20号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第20号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、令和7年度税制改正の影響により一部の介護保険の第1号被保険者保険料の段階に変更が生じ、保険料収入が減少する可能性が生じております。そのため、保険料収入の不足により事業運営の支障を防ぐ観点から、令和8年度に限り、介護保険の第1号被保

険者保険料が令和7年度税制改正の見直しの影響を受けないよう介護保険法施行令が改正されたことを踏まえ、町の条例につきましても同様に改正を行うものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第26 議案第21号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（首藤佳隆） 日程第26、議案第21号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第21号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、近年の社会経済情勢に鑑み、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の基準額及び加算額が改められたことを受けまして本町の条例も政令どおり改正するものであります。施行日は令和8年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第27 議案第22号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（首藤佳隆） 日程第27、議案第22号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第22号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、政府主導によるデジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるためのデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づきまして、人員配置に関する規制を緩和した標準下水道条例の改正を受けまして、本町の下水道条例においても関係箇所の改正を行うものであります。また、外国籍の個人事業主による指定工事店の申請や外国籍の責任技術者の届出を想定しまして、申請書類には在留カードまたは特別永住者証明書を追加するなど標準下水道条例に準拠した文言整理を併せて行っております。施行日は令和8年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第28 議案第23号 令和8年度兵庫県太子町一般会計予算**

○議長（首藤佳隆） 日程第28、議案第23号令和8年度兵庫県太子町一般会計予算を議題としま

す。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第23号令和8年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

総額は160億1,261万6,000円、対前年度比で3億5,100万4,000円、2.1%の減であります。

歳入予算の主な増減は、町税において町民税が1億2,619万円の増、固定資産税は1億5,111万5,000円の増など、総額では対前年度比2億7,767万円、6.5%の増であります。地方特例交付金は対前年度比3,429万1,000円、100.4%の増、財産収入は対前年度比2,727万2,000円、118.3%の増、繰入金は対前年度比3億6,153万3,000円、25.7%の減、諸収入は対前年度比1億3,747万7,000円の61.4%の減であります。

歳出予算の主な増減は、総務費は自治体情報システム標準化関連経費等の減により対前年度比2億1,547万2,000円、10.4%の減、民生費は子育て関連経費等の増により対前年度比1億4,150万4,000円、2.3%の増、衛生費は水道料金減免に係る繰出金等の増により対前年度比8,293万2,000円、9%の増、土木費は道路橋梁関連工事等の増により対前年度3億7,008万1,000円、25.3%の増、教育費は文化会館、歴史資料館大規模改修工事等の減により対前年度比6億9,497万7,000円、19.4%の減であります。

その他、債務負担行為については1事業を、地方債については9事業を設定し、一時借入金の限度額は10億円、歳出予算の流用は前年度と同様としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第23号令和8年度兵庫県太子町一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。

44ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費は、前年度比279万8,000円の減であります。主に議員1名の失職による議員報酬、議員期末手当等の減であります。

46ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、節2給料が前年度比587万4,000円の増、節3職員手当等は668万3,000円の増であります。主に昨年8月の人事院勧告によります給料改定による基本給の増及び賞与支給率の改定による増、地域手当の支給割合の改定等による増であります。また、節4共済費は前年度比406万6,000円の増となっておりますが、職員の給料や手当額の増に伴うものであります。

48ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金は、対前年度比697万1,000円の増であります。主に市町村職員退職手当組合負担金の増によるものであります。

50ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節12委託料のうち公共施設等総合管理計画改訂業務委託料は、公共施設等の長期的な運営ビジョンにおいて総合的な方針をまとめた公共施設等総合管理計画について、策定後10年が経過することから第2期計画としての内容の見直しを行うものであります。

52ページをお願いいたします。

節14工事請負費は、令和7年度に実施設計を行いました町民体育館南側のプレハブ事務所の解体費用となっております。

54ページをお願いいたします。

目8電子計算機費、節13使用料及び賃借料のうちシステム使用料は、主にガバメントクラウドの利用開始により前年度比2,589万5,000円の増となっております。

58ページをお願いいたします。

目11自治振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち自治会活動総合保険補助金は、自治会活動中における事故を補償するものであります。

目12コミュニティー施設整備費、節18負担金、補助及び交付金のうち自治会公会堂修繕補助金は、主に自治総合センター助成金を利用した矢田部公民館の照明LED化工事に助成するものであります。

項2徴税费、60ページの日2賦課徴収費、節12委託料のうち確定申告システム、eLTAx5期更改対応委託料につきましては、国税連携データ取込機能の変更や法定調書機能の拡充に対応するものであります。

62ページをお願いいたします。

項4選挙費につきましては、令和9年度改選の兵庫県議会議員選挙及び太子町議会議員選挙の準備費用等と、64ページから66ページにかけましては令和8年度改選等に伴う町長選挙及び太子町議会議員補欠選挙の選挙執行費用を計上しております。

項5統計調査費、目2指定統計調査費につきましては、前年度比1,536万円の減となっておりますが、これは令和7年度に実施いたしました国勢調査に係る費用が減額になったことによるものであります。

70ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金のうち、つながる居場所づくり事業補助金は、孤独・孤立対策の取り組みとして必要な時、誰かとつながれる居場所をつくるため、自治会等の地域団体を対象に活動費や環境整備費を助成するものであります。節27繰出金、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、前年度比300万7,000円増の2億6,184万9,000円としております。

次に、目2老人福祉費全体ですが、高齢、障害、子供、生活困窮など複雑、複合化した地域住民の困り事に対し、属性を問わない包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業を令和8年度より本格実施するに当たり、介護保険特別会計で計上しておりました款3地域支援事業費の一部経費を振り替えていることから前年度比で6,845万円の増となっております。

72ページをお願いいたします。

節12委託料のうち災害時避難行動要支援者支援システム機器更新委託料及び節17備品購入費につきましては、機器保守が令和9年2月で終了することからシステム機器を更新するものであります。節18負担金、補助及び交付金のうち地域介護拠点整備事業補助金につきましては、介護保険事業計画に基づき定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の整備を進めるため、事業所の新規開設に向けて必要となる施設整備等を補助するものであります。節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は、介護給付費等の増により前年度比1,360万7,000円増の4億5,397万3,000円としております。

目4後期高齢者医療費、節18負担金、補助及び交付金、後期高齢者医療費負担金につきましては、前年度比1,941万8,000円増の4億4,809万3,000円を計上しております。

少し飛びまして、78ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料のうちこども計画策定業務委託料につきましては、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進する太子町こども計画を策定するものであります。

80ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち児童育成支援拠点事業補助金につきましては、子供やその家庭が抱える多様な課題に対し安全・安心な居場所を提供するなど、個々に応じた包括的な支援を行う事業に対して補助するものであります。また、認定こども園等施設整備交付金は、町内社会福祉法人が運営します2カ所の認定こども園について建替えのための施設整備費を補助するものであります。

82ページをお願いいたします。

目3保育所運営費、節19扶助費のうち子どものための教育・保育給付費は、認定こども園、保育所等への財政措置であり、公定価格の上昇及びとみのおか保育園の開園により前年度比2億102万円増の10億7,657万7,000円としております。

84ページをお願いいたします。

目6乳幼児等医療費、節19扶助費のうち、こども通院医療扶助費は、令和8年7月診療分より高校生世代の通院に係ります費用の無償化を実施することに伴い、前年度比2,060万7,000円増の8,188万円としております。

86ページをお願いいたします。

目9放課後児童健全育成事業費、節12委託料のうち学童保育園運営業務委託料は、公立学童保育園の運営について人材確保や育成に関する専門的知識や技能を活用し事業の効率化、安定化を目的に民間事業者に委託して行うものであります。

90ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節27繰出金については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した上水道基本料金免除分として8,309万6,000円を計上しております。

目2予防費、節12委託料のうち乳・子宮がん検診推進事業委託料につきましては、受診促進及び受診の習慣化を図るため、無料クーポン交付対象者の拡大に係るものであります。

92ページをお願いいたします。

R S ウイルス予防接種委託料につきましては、妊婦に対するR S ウイルス母子免疫ワクチン予防接種の定期接種化に伴うものであります。

目3母子衛生費、節12委託料のうち94ページの産婦健診委託料につきましては、産後2週間、産後1カ月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施に係るものであります。また、妊婦健康診査委託料につきましては、妊娠期間中の健康診査費用を助成するもので受診にかかる負担が生じないよう助成上限額を増額して実施するものであります。

目4環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金のうち住宅用太陽光発電設備等導入補助金は、町域における2050年までのカーボンニュートラルを目標とし、目標達成のため自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入に係ります費用を助成し脱炭素化の推進を図るものであります。

96ページをお願いいたします。

項2清掃費、目2塵芥処理費、節16公有財産購入費につきましては、令和4年度より上太田瓦礫処分場の安定運営及びランニングコストの削減を目的に用地買収を進め、残り地権者1名から用地を取得するものであります。

少し飛びまして、102ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節12委託料のうち石海中部地区調査設計業務委託料につきましては、農業者等が省力化され効率的な農業運営ができるよう農地の大区画化等を進める基盤整備を実施するために調査設計をするものであります。また、新池廃止調査設計業務委託料につきましては、決壊の予防、周辺集落の安全確保を目的に田中自治会内にある新池を廃止するために調査設計を実施するものであります。節14工事請負費は、福井大池栈橋付近の堤体、浮島の浸食が著しいことから補修工事を実施するものであります。

104ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち住民参加型森林整備事業補助金につきましては、山地災害防止機能を高めるため、京見山及び檀特山の森林整備を実施する活動に対して助成するものであります。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち106ページの販路拡大展示会等出展支援事業補助金につきましては、町内に事業所を有する中小企業に対して町外への販路を拡大するために展示会や見本市等への出展に係る費用を一部補助するものであります。

款8土木費、108ページの項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料のうち道路台帳更新作業委託料は、道路法第28条に基づく3年に1回ごとの道路台帳更新に係る経費であります。また、次の110ページの橋りょう調査設計業務委託料につきましては、太子町橋梁幅員2メートル以上の182橋において5年に一度の法定点検を行うものであります。

目2道路維持費、節14工事請負費のうち町道維持補修工事費につきましては、林田川線など舗装の経年劣化が著しい箇所への補修や長金陸橋撤去に伴う迂回通学路整備に係る費用であります。また、緊急小規模道路補修工事費は、休日、夜間の緊急修繕や小規模修繕を適正価格での実施や職員の負担軽減を目的に単価契約にて行うものであります。

112ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料のうち沖代・米田地区土地利用基本計画策定業務委託料につきましては、都市計画道路揖保線の延伸整備に伴い、産業拠点の形成及び商業施設の立地により近隣住民の利便性向上を図ることを目的に開発事業者と地権者組織との協議を支援し、土地利用方針の検討と基礎調査を進めるものであります。節18負担金、補助及び交付金のうちまちづくり活動助成金につきましては、住民の自主的なまちづくりを促進することを目的に、下出地区においては市街化調整区域での建築規制や特別指定区域制度、空き家特区等の活用に向けた事業計画作成の支援を、沖代・米田地区においては都市計画道路揖保線の延伸に伴う産業拠点の形成を図るため、今後の地区計画の検討や開発事業者の募集に対し令和8年度も引き続き地域主導による地区計画及び整備計画の作成業務、委員会活動への支援等を行うものであります。

目3公園管理費、114ページの節17備品購入費のうち公園遊具購入費は、老朽化した総合公園北側にあります複合遊具を障害の有無に関係なく使用できるインクルーシブ遊具に更新するものであります。

118ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節10需用費、印刷製本費は、ハザードマップを土砂災害警戒区域の見直し等を含めて更新し、全戸配布するための費用であります。節18負担金、補助及び交付金のうち120ページの被災者生活再建支援システム管理運営協議会負担金は、被災時に迅速な被災支援を確立するため、兵庫県内市町で統一したシステムの共同調達と運営に係る負担金であります。

款10教育費、項1教育総務費、124ページの目3教育振興費、節12委託料のうち外国語指導助手派遣業務委託料は、龍田小学校の小規模特認校指定を見据えた特色ある教育の柱としてALT配置による日常的な英語環境を整備し、独自の教育的魅力を高めることで児童数の確保と教育環境の活性化を図るものであります。

128ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費のうち石海小学校北校舎トイレ改修工事につきましては、便器の洋式化が完了していない石海小学校において北校舎トイレの改修を行い、快適で衛生的な教育環境を整備するものであります。また、龍田小学校外3校屋内運動場空調設備整備工事費につきましては、猛暑による熱中症対策及び避難所の環境整備を目的として小学校4校の屋内運動場に空調設備を整備するものであります。

目2教育振興費、節1報酬のうち校内教育支援センター支援員報酬は、教室での授業を受けることが困難な児童に対し個に応じた支援ができるよう別室で指導するため、人員を前年度から2名増員し町内全小・中学校に配置することにより支援をさらに充実させるものであります。

132ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節14工事請負費のうち太子東中学校外1校屋内運動場空調設備整備工事費につきましては、小学校と同様、熱中症対策及び避難所の環境整備を目的として中学校2校の屋内運動場に空調設備を整備するものであります。

目2教育振興費、節1報酬のうち部活動地域展開コーディネーター報酬につきましては、全国的に推進されております部活動の地域展開事業においてコーディネーターを配置することで円滑に事業推進するもので、また134ページの節18負担金、補助及び交付金のうち部活動地域展開地域クラブ活動推進補助金につきましては、部活動の地域展開において太子町が認定した地域クラブに対し持続可能な運営体制を構築するために補助を行うものであります。節17備品購入費のうち大型提示装置購入費につきましては、令和3年度に町内中学校を対象に整備いたしました大型提示装置について経年劣化により輝度や照度が低下していることから電子黒板に更新するものであります。

少し飛びまして、144ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目5文化財保護費、節12委託料のうち遺跡発掘調査作業委託料、埋蔵文化財調査測量委託料及び埋蔵文化財調査支援委託料並びに節13使用料及び賃借料につきましては、通常の調査と併せて石海中部地区ほ場整備事業に係る分布試掘調査及び沖代・米田地区の土地利活用事業に係る沖代遺跡確認調査を事業に先立ち実施するものであります。

148ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節12委託料のうち文化会館大規模改修工事監理業務委託料及び文化会館外大規模改修意図伝達業務委託料、節14工事請負費、さらに目8歴史資料館費、節12委託料のうち150ページの歴史資料館大規模改修工事監理業務委託料、節14工事請負費のうち歴史資料館大規模改修工事費につきましては、文化会館及び歴史資料館の大規模改修工事に係るものであります。また、展示設備工事費につきましては、歴史資料館の大規模改修時期に合わせ八角堂スロープ展示の一部更新を行うものであります。

少し飛びまして、160ページをお願いいたします。

款13予備費につきましては、災害など突発的かつ想定外の事案に備え2,200万円を計上しております。

続いて、歳入の説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人につきましては、景気回復等による給与所得等の増加及び税制改正に基づく扶養親族の所得要件の引上げ等による減収により前年度比1億1,409万円増の18億1,817万円としております。

また、目2法人につきましては、業績回復による現年課税分の増加が見込まれることにより前年度比1,210万円増の1億6,890万円としております。

項2固定資産税、目1固定資産税21億9,664万4,000円につきましては、前年度比1億5,111万5,000円の増としております。これは工場新設大型非木造新築があったことによる家屋分の増及び大規模工場の建設に伴う設備投資等の増加による償却資産分の増を見込んだものであります。

項3軽自動車税、目1軽自動車税1億3,262万2,000円につきましては、税制改正により前年度の種別割が軽自動車税になったことから前年度比で皆増となっております。なお、前年度種別割との比較では、四輪の乗用自家用、貨物用自家用ともに従前税率車から標準税率車への乗換え需要を見込み539万7,000円の増となっております。

14ページをお願いいたします。

項4町たばこ税、目1町たばこ税2億1,746万円につきましては、前年度比212万4,000円の増としております。税制改正による加熱式たばこの普及拡大や換算方法の見直しによる増を見込んだものであります。

項5旧法による税、目1環境性能割につきましては、302万円を見込み、税制改正により令和7年度末をもって廃止となる環境性能割について令和8年2月及び3月分の徴収金が納入されることから前年度比で皆増となっております。

款2地方譲与税から18ページの款12交通安全対策特別交付金までの各種譲与税、税交付金、地方交付税につきましては、国が示す地方財政計画や近年の決算状況、景気動向などを考慮した伸び率等により見込んでおります。なお、款10地方特例交付金のうち目1地方特例交付金の減収補填特例交付金につきましては、制度改正に伴う地方揮発油譲与税及び環境性能割交付金の減収分が国により補填されるため、前年度比3,530万円の増としております。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目2教育費負担金、節1教育総務費負担金のうち学校給食費保護者負担金につきましては、給食喫食者の保護者等により徴収する給食費負担金であり、幼稚園児及び幼・小・中、教職員等の学校給食費となります。なお、小・中学校の児童・生徒につきましては子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和8年度より学校給食費の無償化を実施いたします。

20ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目4教育使用料、節3社会教育使用料のうち公民館使用料183万6,000円、地域交流館使用料145万2,000円及び南総合センター使用料19万2,000円並びに節4保健体育使用料につきましては、公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針の下、使用料を見直し、改定後の料金にて令和8年4月1日より運用するものであります。

24ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金のうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,000万円につきましては、上水道基本料金分の免除に対する補助金であり補助率は10分の10であります。また、地域未来交付金1,501万円につきましては、町立中学校への大型提示装置の導入に対する補助金であり補助率は2分の1であります。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち重層的支援体制整備事業交付金につきましては、歳出で申し上げました高齢、障害、子供、生活困窮などの包括的支援事業に対し一括して交付されるものであります。なお、後の節2児童福祉費補助金、目3衛生費国庫補助金及び款

16県支出金の同科目についても同様であります。節2児童福祉費補助金のうち放課後児童健全育成事業補助金4,231万円は、学童保育園の運営に関する補助金で補助率は3分の1であります。次に、子ども・子育て支援整備交付金165万7,000円及び就学前教育保育施設整備交付金2億3,928万9,000円につきましては、歳出で申しあげました認定こども園2カ所の施設整備事業に係るもので補助率はそれぞれ9分の2、2分の1となっております。

26ページをお願いいたします。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち都市計画道路整備費補助金2,500万円は、町道維持補修工事に係るもので補助率は2分の1、橋梁長寿命化事業補助金3億8,005万円につきましては、中道跨線橋修繕工事等に係る補助金で補助率10分の5.5であります。

目5消防費国庫補助金につきましては、ハザードマップ整備事業に係る補助金で補助率は2分の1であります。

目6教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち学校施設環境改善交付金1,552万6,000円は、石海小学校北校舎トイレ改修事業に係るもので補助率は3分の1であります。節2社会教育費補助金、石海中部地区ほ場整備事業に先立ち実施する分布試掘調査に係るものでありまして補助率は2分の1となっております。

款16県支出金の30ページの項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金のうち放課後児童健全育成事業補助金4,231万円は、学童保育園の運営に係る補助金で補助率は3分の1となっております。

32ページをお願いいたします。

目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち水利施設等保全高度化事業補助金1,830万円につきましては、歳出で申しあげました石海中部地区ほ場整備のための調査設計業務に対する補助金で補助率は10分の10であります。また、農業水路等長寿命化防災・減災事業補助金1,000万円につきましては、田中自治会内にあります新池廃止調査設計業務に対する補助金で補助率は10分の10であります。節2林業費補助金のうち住民参画型森林整備事業補助金270万円につきましては、歳出で申しあげました森林整備を実施する活動に対する補助金であり補助率は10分の10であります。

目8教育費県補助金、節2社会教育費補助金のうち埋蔵文化財緊急発掘調査事業費補助金52万5,000円につきましては、石海中部地区ほ場整備事業に先立ち実施します分布試掘調査に係る補助金で補助率は4分の1であります。節3保健体育費補助金は、公立小学校児童に係る学校給食費の負担軽減を図るため食材費を支援するもので補助率は定額となっております。

34ページをお願いいたします。

款17財産収入、項2財産売払収入、目2不動産売払収入2,187万1,000円は、旧斑鳩保育所跡地の売却による収入を見込んだものであります。

款18寄附金、36ページの項1寄附金、目1総務費寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金3億円を計上しております。

款19繰入金、項1基金繰入金、目3公共施設整備基金繰入金は、文化会館及び歴史資料館の大規模改修事業の財源として取り崩すものであります。

目4ふるさと応援基金繰入金には、ふるさと納税の事務経費と基金を活用して実施いたします事業経費を合わせて2億3,477万4,000円を計上しております。

目5森林環境整備促進基金繰入金は、住民参画型森林整備事業に係る町負担分に充てるものであります。

目6交通安全対策基金繰入金につきましては、交通啓発看板や区画線補修工事など交通安全対

策費用に活用するものであります。

項2特別会計繰入金、目1介護保険特別会計繰入金につきましては、歳出で申し上げました重層的支援体制整備事業のうち高齢者に関する事業に係る特別会計からの繰入金であります。

40ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目2民生債、節1児童福祉施設整備事業債9,690万円につきましては、認定こども園2カ所の施設整備事業に係る町負担分に充てるものであります。

前の6ページをお願いいたします。

6ページの第2表では、債務負担行為を1件設定しております。文化会館管理運営事業は、6カ年で限度額5億円であります。

最後に、第3表は歳入で御説明申し上げました地方債の発行条件であります。限度額は合計で15億8,120万円であります。

以上で議案第23号令和8年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わります。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時20分）

（再開 午後2時30分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

~~~~~

#### 日程第29 議案第24号 令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（首藤佳隆） 日程第29、議案第24号令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第24号令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和8年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を34億8,016万3,000円と定めるものであります。

歳入予算につきましては、国民健康保険税5億8,202万3,000円、県支出金26億1,434万3,000円、繰入金2億6,968万3,000円などであります。

歳出予算につきましては、総務費6,454万4,000円、保険給付費25億5,305万7,000円、国民健康保険事業費納付金8億2,471万3,000円、保健事業費2,514万7,000円等であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第24号令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

15ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費5,829万7,000円につきましては、職員の人件費や国民健康保険事業の運営に必要な物件費等の経費であります。

17ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費から19ページの項5葬祭諸費までにつきましては、保険給付費

に必要な費用は県が交付金として措置することとなっていることから、県の特別会計予算の歳出との調整を図るものとして同額を計上しております。款2 保険給付費全体では25億5,305万7,000円で、前年度より1億7,970万円の増となっております。

19ページをお願いいたします。

款3 国民健康保険事業費納付金につきましては、県が国保財政運営の責任主体として県下の市町ごとの被保険者数や所得水準等を考慮した上で決定する納付金であり、県が算定しました金額を例年同様に医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に計上し、子ども・子育て支援納付金分を令和8年度から新たな区分として計上し、総額8億2,471万3,000円計上しております。

21ページをお願いいたします。

款4 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費2,327万6,000円は、医療費適正化の総合的な推進として40歳から74歳までの被保険者を対象に実施が義務づけられました特定健康診査、特定保健指導に係る経費やヘルスアップ事業として実施する未受診者対策や糖尿病性腎症重症化予防対策に係る経費であります。

続いて、歳入を説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税につきましては、総額で5億8,167万8,000円を計上しており、節1 医療給付費分現年課税分につきましては3億5,276万5,000円、節2 後期高齢者支援金分現年課税分につきましては1億3,996万2,000円、節3 介護納付金分現年課税分につきましては4,819万9,000円、令和8年度から節4 子ども・子育て支援納付金分現年課税分として1,396万2,000円を新たに計上しております。

目2 退職被保険者等国民健康保険税は、滞納繰越分等として34万5,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金のうち節1 普通交付金は、県から交付される保険給付費に要する費用として25億5,300万7,000円、節2 特別交付金は、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の3分の2相当分の国県負担金など、市町村に交付される各種公費として6,133万6,000円を計上しております。目全体では26億1,434万3,000円となっております。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金については、保険基盤安定繰入金等として2億6,184万9,000円を一般会計から繰り入れるものであります。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金については、歳入歳出予算の調製のため783万4,000円を計上しております。

款6 繰越金、目1 繰越金は、令和7年度決算の剰余金を令和8年度に繰り越すもので、国保制度改革後の決算状況を勘案し1,000万円を計上しております。

以上で令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第30 議案第25号 令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算**

○議長（首藤佳隆） 日程第30、議案第25号令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第25号令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和8年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を29億1,725万3,000円と定めるものであります。

歳入予算につきましては、保険料6億8,399万9,000円、国庫支出金5億8,052万5,000円、支払基金交付金7億5,445万7,000円、県支出金3億8,973万5,000円、繰入金5億290万円等であります。

歳出予算につきましては、総務費7,410万7,000円、保険給付費27億2,663万7,000円、地域支援事業費8,576万1,000円等であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第25号令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

15ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、目1一般管理費で介護保険事務職員4名分の人件費及び老人福祉計画・介護保険事業計画策定に係る委託費用など、全体で3,839万1,000円を計上し、目2連合会負担金では33万6,000円、項2徴収費につきましては305万3,000円を計上しております。

17ページをお願いいたします。

項3介護認定審査会費につきましては、目1介護認定審査会費で322万6,000円、目2認定調査等費では2,910万1,000円を計上しております。

17ページから21ページに渡ります款2保険給付費では総額27億2,663万7,000円を計上し、前年度比で4.4%増としております。

21ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費につきましては、27ページまで及びますが、項1介護予防・生活支援サービス事業費から項3その他諸費までがいわゆる総合事業、項4包括的支援事業・任意事業費が総合事業以外となっております。また、高齢、障害、子供、生活困窮など複雑化した地域住民の困り事に対し分野を横断して包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業を令和8年度より本格実施するに当たり、項2一般介護予防費及び項4包括的支援事業・任意事業費の事業費の一部を一般会計に振り替えて計上しております。

項1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、総合事業対象者に係る給付費など5,240万5,000円を計上しております。

23ページをお願いいたします。

項2一般介護予防事業費では24万4,000円、項3その他諸費では12万5,000円を計上しております。

項4包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費につきましては、ケアプラン作成に係る職員1名分の人件費など、合計で1,334万6,000円を計上しております。

25ページをお願いいたします。

目2任意事業費では742万5,000円、目3在宅医療・介護連携推進事業費では32万8,000円を計上し、目4認知症総合支援事業につきましては認知症地域支援推進員1名分の人件費や認知症地

域支援ケア向上事業費など、全体で1,166万5,000円を計上しております。

27ページをお願いいたします。

目5 地域ケア会議推進事業費では22万3,000円を計上し、款4 基金積立金につきましては、介護給付費準備基金の基金利子を積み立てるものとして117万3,000円を計上しております。なお、生活支援体制整備事業費につきましては、先ほど申し上げました重層的支援体制整備事業の実施に当たり一般会計へ振り替えて計上しております。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金につきましては、介護保険料過誤納付還付金として80万円を計上し、項2 繰出金につきましては、重層的支援体制整備事業の実施に当たり法定で決められました保険料負担分として2,300万4,000円を計上しております。

款7 予備費につきましては、500万円を計上しております。

続いて、歳入について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料につきましては、現年度分では特別徴収対象者8,612人分で6億4,567万4,000円、普通徴収対象者536名分で3,710万6,000円、滞納繰越分では121万9,000円を計上しております。

また、款2 分担金及び負担金では14万4,000円、款3 使用料及び手数料では425万7,000円を計上しております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた5億825万8,000円を計上しております。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金につきましては、人口推計等を基に算定いたしました交付割合を乗じた4,167万5,000円を計上しております。

目2 地域支援事業交付金（総合事業）、目3 地域支援事業交付金（総合事業以外）につきましては、対象経費にそれぞれ定率の補助率を乗じた額、合わせて2,162万8,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

目4 保険者機能強化推進交付金、目5 保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援・重度化予防等に必要な取り組みに基づく交付金で、それぞれ278万1,000円、613万9,000円を計上しております。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた7億3,594万8,000円を計上し、目2 地域支援事業交付金につきましては、歳出で申し上げました総合事業の対象経費及び一般会計に振り替えました重層的支援体制整備事業の対象経費に定率の負担割合を乗じた1,850万9,000円を計上しております。

款6 県支出金につきましては、保険給付費と対象経費に定率の負担割合、補助率を乗じた総額3億8,973万5,000円を計上しております。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金につきましては、一般会計が負担すべき費用4億5,397万3,000円を計上し、13ページの項2 基金繰入金につきましては、予備費及び過年度の介護保険料過誤納付還付金の財源に加え、財源調整分と合わせて合計4,892万7,000円を計上しております。

以上で議案第25号令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第31 議案第26号 令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（首藤佳隆） 日程第31、議案第26号令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予

算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第26号令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

令和8年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を7億853万8,000円と定めるものがあります。

歳入予算につきましては、保険料5億4,231万円、繰入金1億4,305万1,000円等であります。

歳出予算につきましては、総務費1,269万4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6億8,720万3,000円等であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第26号令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務職員1名分の人件費、資格確認書等の郵送料など、合わせて968万1,000円を計上しております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費で、保険料決定通知書等の郵送料、コンビニ収納代行手数料や死亡等に伴う保険料の過誤納付還付金など、合わせて301万3,000円を計上しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、6億8,720万3,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合保険料納付金は、歳入で計上している後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で5億4,231万円を計上しております。また、過年度分の保険料納付金につきましても1,620万7,000円を計上しております。

15ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で1,798万3,000円を計上しております。保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するために一般会計から繰り入れた後に広域連合に納付するもので1億1,060万3,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合延滞金納付金は、広域連合に納付する延滞金を延滞金納付金として10万円計上しております。

款3保健事業費は、特定健診委託料や歯科検診委託料など合わせて814万1,000円を計上しております。

款4予備費としましては、50万円を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料は、特別徴収分3億6,910万3,000円、普通徴収分1億7,270万7,000円、滞納繰越分50万円、全体で5億4,231万円を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として3万円を計上しております。

款3 広域連合支出金、項1 広域連合補助金、目1 保健事業補助金は、後期高齢者医療制度事業補助金として633万8,000円を計上しております。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、事業費繰入金と保険基盤安定繰入金、合わせて1億4,305万1,000円を計上しております。

款5 繰越金は、前年度の保険料納付金として1,620万7,000円を計上しております。

款6 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、目1 延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金として10万円を計上しております。

項2 町預金利子、目1 町預金利子は、金融機関預金利子として1,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

項3 雑入は、広域連合からの過年度分の保険料納付金の返還金等50万円、保険料の還付未済金として1,000円を計上しております。

以上で議案第26号令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第32 議案第27号 令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（首藤佳隆） 日程第32、議案第27号令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第27号令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

令和8年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,270万1,000円と定めるものであります。

歳入予算につきましては、使用料及び手数料1,034万6,000円等であります。

歳出予算につきましては、墓園事業費1,270万1,000円であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第27号令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1 墓園事業費ですが、目1 一般管理費につきましては墓所の使用者管理に係る費用であります。内訳につきましては、事務経費として需用費と役務費に21万2,000円、墓園管理システム利用料として91万1,000円、墓所返還還付金として440万円を計上しております。

目2 墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用であります。節12委託料のうち清掃業務委託、車止め開閉業務委託につきましては、シルバー人材センターへの委託を予定しておるところでございます。はち駆除委託につきましては、近年の蜂駆除の状況を鑑み新たに6万円を計上しております。植木維持管理委託ですが、薬剤防除、生け垣の剪定等であります。委託料全体としましては、689万2,000円を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料につきましては、墓園永代使用料7基分として420万円を計上しております。

項2手数料、目1墓園手数料は、年間管理料894基分として614万6,000円を計上しております。

款3繰入金ですが、一般管理費に充当されます歳入の不足分を補うため、一般会計繰入金として132万1,000円を、墓園管理費に充当いたします墓園手数料の不足分の財源補填として基金繰入金103万1,000円を計上しております。

以上で議案第27号令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算の詳細説明を終わります。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第33 議案第28号 令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（首藤佳隆） 日程第33、議案第28号令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第28号令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和8年度水道事業会計におけます第3条の収益的収入は6億2,261万7,000円とし、営業収益は4億4,067万円を見込んでおります。一方、収益的支出における事業費用につきましては5億8,762万6,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は5億5,465万8,000円を見込んでおります。

次に、第4条の資本的支出につきましては、建設改良費1億6,310万円、企業債償還金4,900万5,000円など、支出総額4億1,510万5,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において工事負担金3,130万円、投資的有価証券償還受入金2億円を予定しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,380万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第28号令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算の詳細説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

第3条には収益的収入及び支出の予定額、第4条には資本的収入及び支出の予定額を表記しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。内容につきましては3ページ及び4ページの予算実施計画と19ページ以降の予算内訳明細に記載しており、後ほど詳細を御説明いたします。

次に、2ページの第5条では一時借入金の限度額を前年度と同額の1億円と定め、第6条では流用に議決を要する経費として職員給与費を、第7条では一般会計からの補助金の額を、第8条では棚卸資産の購入限度額を定めております。

5ページを御覧ください。

令和8年度中の資金の増減を示す予算キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税

及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の期末残高は1億3,727万6,000円減少する見込みでございます。

次に、6ページから9ページは給与費明細書であります。人件費の総額は前年度比で892万3,000円の増額となっております。

次に、10ページ、11ページは令和8年度末の資産、負債及び資本の状況を表す予定貸借対照表でございます。

次に、14ページは令和7年度決算見込みに基づく予定損益計算書であります。7,174万2,000円の営業損失に対しまして、営業外収益における1億6,184万4,000円の利益を加味すると9,010万2,000円の経常利益となり、特別損失を加えた当年度純損益は8,993万5,000円の純利益を見込んでおります。

続きまして、19ページの予算内訳明細について御説明いたします。

収益的収入は、款1事業収益の総額を6億2,261万7,000円として、項1営業収益は4億4,067万円としております。

目1給水収益は4億3万9,000円で、4月から7月検針分における水道基本料金減免事業に伴い前年度比9,301万7,000円の減少、有収水量は328万9,000立方メートルと見込んでおります。

次に、20ページの支出の部を御覧ください。

款1事業費用の総額を5億8,762万6,000円とし、項1営業費用は5億5,465万8,000円でございます。主なものとして、目1原浄水費の節10委託料は、水道施設の運転管理委託経費の計上により前年度比834万7,000円を増額しております。

21ページを御覧ください。

目2配水費の節4賃借料は、A I コンストシェルジュ「光／H i k a r i」利用料の計上により前年度比29万3,000円増加しております。

次に、目3給水費の節11修繕費は、給水装置修理件数の増により前年度比59万4,000円増加しております。

22ページを御覧ください。

目4総係費の節11委託料は、水道料金・会計システム保守料の増により前年度比153万2,000円増加しております。

次に、24ページを御覧ください。

款1資本的収入の総額は2億3,130万円としております。

項2投資有価証券償還受入金2億円は、債権による資金運用を行った場合の償還金の受入れでございます。

次に、25ページを御覧ください。

款1資本的支出の総額は4億1,510万5,000円であります。

項1建設改良費、目1配水施設改良費は、節1委託料に水管橋区間停水に係る流行変更に伴う洗管業務や管路デザインビルド発注支援業務の経費として5,570万円を計上してございます。

目2固定資産購入費7,363万4,000円は、老原浄水場の原水上水pH計や膜ろ過装置、高度化濁度計の更新経費や公用自動車購入経費のほか、水道料金システム改修費などを計上してございます。

項2企業債償還金には、既発債に係る償還元金として4,900万5,000円を計上してあります。なお、企業債の現在高につきましては、26ページの調書のとおりです。今後、償還見込額を反映した結果、令和8年度末時点で9億3,941万6,000円となる見込みでございます。

以上で議案第28号令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算につきましての詳細説明とさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第34 議案第29号 令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算**

○議長（首藤佳隆） 日程第34、議案第29号令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第29号令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和8年度下水道事業会計におけます第3条の収益的収入は14億575万1,000円とし、営業収益は6億827万9,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における下水道事業費用につきましては13億1,300万1,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は12億2,290万円を見込んでおります。

次に、第4条の資本的支出につきましては、建設改良費3億412万1,000円、企業債償還金8億1,964万円、支出総額11億2,676万1,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において受益者負担金400万円、他会計出資金2億3,926万5,000円、補助金1,369万5,000円、企業債3億120万円などを予定しております。

次に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億6,860万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第29号令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について詳細説明を申し上げます。

予算書1ページの議案を御覧ください。

第3条には収益的収入及び支出の予定額、第4条には資本的収入及び支出の予定額を表記しており、資本的収入が資本的支出に対し不足する額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

内容につきましては、3ページ及び4ページの予算実施計画と19ページ以降の予算内訳明細に記載しており、後ほど御説明をさせていただきます。

次に、2ページを御覧ください。

第5条では、企業債に関する事項を定めております。内訳は公共下水道事業、流域下水道事業及び資本費平準化債で、限度額は合わせて3億120万円でございます。

第7条は流用に議決を要する経費として職員給与費を、第8条では一般会計からの補助金の額を、第9条では棚卸資産の購入限度額を定めております。

5ページを御覧ください。

令和8年度の資金の増減を示す予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行できた場合の資産期末残高は4,803万9,000円減少する見込みでございます。

次に、6ページから9ページの給与費明細書につきましては職員人件費の内訳であります。前年度比483万6,000円の増額となっております。

次に、10ページ、11ページは令和8年度末の資産、負債及び資本の状況を表す予定貸借対照表でございます。

次に、14ページは令和7年度決算見込みに基づく予定損益計算書でございます。4億6,341万9,000円の営業損失に対しまして、営業外収益における7億1,347万3,000円の利益を加味した結果、2億5,005万4,000円の経常利益となり、特別利益、特別損失を加えた当年度純利益は2億4,962万6,000円を見込んでおります。

次に、19ページの予算内訳明細について御説明いたします。キャッシュ・フロー計算書や損益計算書などの財務諸表は税抜き表記ですが、予算額については税込みでの表記としております。

まず、収益的収入では、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料、節1下水道使用料は5億9,854万8,000円、有収水量は318万4,000立方メートルを見込んでおります。また、節2前処理場使用料については385万円、有収水量は1万4,000立方メートルを見込んでおります。

目2他会計負担金、節1一般会計負担金259万3,000円は、雨水処理に対する利払金等の負担金として地方公営企業繰り出し基準に基づく繰入金でございます。

次に、項2営業外収益、目1他会計負担金、節1一般会計負担金3億7,624万4,000円については、営業収益における一般会計負担金と同様に汚水処理の負担金として地方公営企業繰り出し基準に基づき繰り入れるものでございます。

また、目2他会計補助金、節1一般会計補助金は、雨水処理関連の減価償却費などに係る補助金2億93万7,000円でございます。

次に、20ページの支出の部を御覧ください。

まず、目1管渠費、節8委託料につきましては、兵庫県が策定している揖保川流域下水道事業計画期間の終了に合わせて本町の計画も変更するための費用として公共下水道事業認可変更業務料などに6,194万1,000円を計上しております。

次に、21ページの目2処理場費、節5委託料につきましては、前処理場運転管理業務委託料、終末処理場生汚泥搬入施設維持管理業務委託料でございます。6,604万9,000円を計上してございます。

次に、目3流域維持管理経費につきましては、揖保川浄化センターに係る維持管理経費と前処理場で発生した生汚泥の焼却費用等を合わせて3億6,998万円を計上しております。

次に、目4総係費、節10委託料につきましては、公営企業会計に係る会計システム保守委託などに106万2,000円を計上しております。

22ページを御覧ください。

次に、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債の利息支払いとしまして8,610万円を計上しております。

次に、23ページ、資本的収入の部を御覧ください。

款1資本的収入、項2他会計出資金、目1他会計出資金2億3,926万5,000円は、企業債の償還に対する出資金として地方公営企業の繰り出し基準に基づく一般会計の負担額であります。

項3補助金、目1国庫補助金1,369万5,000円は、雨水1.4号幹線に係る整備の舗装復旧及びマンホール蓋更新などに係る社会資本整備総合交付金であります。

次に、24ページの支出の部を御覧ください。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設整備費、節1委託料につきましては、雨水1.4号幹線整備後の影響を検証するための家屋事後調査及び井戸の水量、水質の調査に要する委託料などに4,390万円を計上しております。節2工事請負費につきましては、雨水1.4号幹線整備後の舗

装復旧工事や蟠洞川の擁壁補修に関する工事などに1億2,739万円を計上しております。節3補償費につきましては、雨水1.4号幹線整備後の水道管、N T T埋設管の復旧及び家屋補償に係る経費として4,470万1,000円を計上しております。

最後に、項2企業債償還金、目2企業債償還金として8億1,964万円を計上しております。なお、企業債の現在高につきましては、25ページの調書のとおり令和8年度末時点で4億8,174万円減少し、56億4,833万8,000円となる見込みでございます。

以上で議案第29号令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

2月21日から2月25日まで議案調査等のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、2月21日から2月25日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は2月26日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後3時26分）